

平成30年3月8日（木）

日程第27 委員会提出議案第1号 介護保険の給付縮小・負担増加に関する慎重な検討、保険料の軽減、及び介護従事者の処遇改善を求める意見書について

○議長（岡 弘悟君）日程第27 委員会提出議案第1号 介護保険の給付縮小・負担増加に関する慎重な検討、保険料の軽減、及び介護従事者の処遇改善を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

文教厚生委員会委員長 6番 小林君。

〔6番（小林 弘君）登壇〕

○6番（小林 弘君）朗読をもって、させていただきます。

介護保険の給付縮小・負担増加に関する慎重な検討、保険料の軽減、及び介護従事者の処遇改善を求める意見書。

国において介護保険制度の見直しの検討が進められている。

まず、要支援者に続き、要介護1、2の生活援助サービスについて、市区町村の日常生活支援総合事業への移行を検討している。もし、介護保険サービスから外されると、現状と同様のサービスが今後受けられなくなるのではないかなど、不安の声が多数寄せられている。

また、一部の利用者負担は既に2割に引き上げられており、将来2割負担が原則ともなれば、サービス控えなどさまざまな問題を引き起こすのではないかと危惧される。

さらに、介護保険料は制度開始以来、改定のたびに引き上げられており、その負担は増大している。

今後、高齢化が一層発展していく中で、全

ての高齢者が尊厳を持ち、自立した生活を営むため必要とされる支援が保障される制度の充実は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された本制度の本質であり、全ての高齢者・国民の願いである。

同時に、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りを持って働き続けられる条件整備が求められている。

よって、国において、下記の事項に取り組まれるよう、強く要望する。

1、介護保険制度の生活援助等の給付対象の縮小、利用者負担増加については、慎重に検討すること。

2、介護保険料の引き上げを抑制するため、国庫負担を増やすこと。

3、介護に従事する労働者の処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先。衆参両院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

よろしく願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第1号については会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので

で、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 介護保険の給付縮小・負担増加に関する慎重な検討、保険料の軽減、及び介護従事者の処遇改善を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議員提出議案第1号 橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第28 議員提出議案第1号 橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
15番 中本君。

〔15番(中本正人君)登壇〕

○15番(中本正人君) それでは、橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

議員定数の削減傾向は地方自治体の財政難とも相まって、住民による議会への要求の高まりとともに議員定数を削減する自治体が増加していると推察されます。本市においても、全国的な議員定数削減の流れの中で、決して例外ではないと認識しております。

こうした状況下にあって、本市議会としまして議論は一昨年からはじめました。昨年9月には有識者を招いて、タイトル「適切な議員定数と議員報酬を考える」の議員研修会を開催しました。そのほか、議員個人としまして調査研究を重ねてきました。

今年1月、議員全員協議会において、2名削減が妥当とする意見が多数を占めたことに

より、今回の議員提出議案として提出させていただきました。本市も人口減少、財政力も急激な向上も見込めないということです。

類似団体の議員定数を見ますと、全国平均では19.46人、近畿平均は17.86人です。人口減少、地方創生の時代に向け、地方の独自性、創意工夫した行政運営に対応した監査機能、政策立案能力を高めるための議員たる人格の確保の観点から、現時点の判断として報酬を削減するのではなく、議員定数の削減による適正化を図ることとしたところです。橋本市議会議員選挙を来年4月に控え、この時期に議員定数を決定し、市民に周知していくことは重要であると考えます。

どうか議員各位のご理解とご賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長(岡 弘悟君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

18番 土井君。

〔18番(土井裕美子君)登壇〕

○18番(土井裕美子君) 議員提出議案第1号に対して、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、地方議会の最も重要な役割としては、政策提言機能と行政に対する監視機能であります。それらはいずれも多様な市民の声を十分にしんしゃくした上で発揮されるべきものであります。確かに、議員定数を減らせば経費の削減につながり、市の財政再建に寄与することができます。しかしながら、市民の代弁者たる議員の人数が減るということは、市民の意見を市政に反映しづらくするとともに、執行機関に対する議会の監視能力を低下させることになってしまいます。

昨年秋に有識者を招いて開催した議員定数と議員報酬に関する議会研修会においても、人口比例方式、常任委員会方式、小学校区方式、議会費固定方式、面積人口方式のどの方式に当てはめても、現在の橋本市の議員定数の20人は適正であるとの見解を講師先生は示されておりました。

そして、またさらに他の研究者の中には、議員数を減らせば経費の削減になるが、執行機関に対する監視威力が低下し、議会としての役割を十分に果たすことができず、結果として住民にプラスにならないとまで言われる有識者もおられ、議員定数の安易な削減に関しては慎重であるべきとの意見が多数を占めております。

今後、より深刻となる少子高齢化と人口減少社会において、地方議会の役割はこれまで以上に重要になっていくとともに、多様な地域の課題をきめ細やかに補足し政策に反映することが一層求められることでしょう。こうした状況を熟慮する中、財政削減が今回の重要論点であるならば、今議会に議員提出議案第2号を議案として提出しておりますように、現状の議会機能を確保するため定数20人は維持しつつ、議員定数を2名削減した場合とほぼ同等の財政削減効果を生む議員報酬の1割削減をもって、この事態に対処すべきである

との考えに至ったものであります。

よって、議会の最も重要な役割の一つである行政に対する監視機能の低下につながる可能性のある本条例には、反対とさせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

10番 森下君。

〔10番（森下伸吾君）登壇〕

○10番（森下伸吾君）橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

橋本市議会の議員定数については、平成23年の議会改革検討委員会立ち上げから議会基本条例制定に至る流れの中で議論をされてまいりました。議員20名から今回18名に削減提案はその流れの中です。

橋本市議会の委員会構成は3委員会構成になっており、18名となった場合、6名は議論できるぎりぎりの数として可能だと考えます。

また、橋本市の財政状況の厳しいこと、人口減に歯どめがかかっていないことなど、議会としても責任ある行動が求められております。

以上の理由で、議員定数20名から18名に賛成とさせていただきます。今後の議員定数については、議員報酬、政務活動費とあわせて議論されるのが望ましいと思われま

○議長（岡 弘悟君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

12番 堀内君。

〔12番（堀内和久君）登壇〕

○12番（堀内和久君）私は、反対の立場から討論させていただきます。

議会改革で、18名の議席になるというのは理解できなくもないんですけども、まず、18議員と同じ思いの部分もありますが、財政難という理由からの定数削減ではなく、ほかに

案がなかったのかということが一点。もう一つは、有識者、講師先生を招き入れた勉強をさせていただいたことに対する答えとの整合性、これが二点目。三つ目に、チェック機能が低下するのではないか、これが三つ目。そして、四つ目、これが一番大きな問題であります、私にとって。ただ、減らすだけではなく、今後の社会情勢や人口減少や面積の観点、先のルールを見据えて決めていないのではないかということ、この四つをもちまして反対とさせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

5番 坂口君。

〔5番（坂口親宏君）登壇〕

○5番（坂口親宏君）橋本市議会議員定数条例改正の賛成の立場から、討論をさせていただきます。

反対の立場の意見の皆さんはごもっともでございます。定数20、多士済々、さまざまなビジョンを持つ議員から闊達な意見が出される議会というのは、橋本市の市政運営についても非常に実を結んでいる施策もたくさんありますのでそれはいいんじゃないかと思うんですが、ただ、先だって有識者を招いたお話の中では現時点でのお話の整合性であって、将来、人口減少を勘案した場合、鉄は早いうちに打てと申しますが、現在の橋本市の財政状況などを勘案して、総合的に勘案した場合、現時点で次の一般選挙で定数を2減らして18にする。市民の感情等も見合うような一般選挙を行うというのが整合性に合うものだと私は考えるので、賛成の立場とさせていただきます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

19番 小西君。

〔19番（小西政宏君）登壇〕

○19番（小西政宏君）橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

まず、前提としまして、この定数に関してという考え方、さまざま、いろんな意見があるのと一緒に、いろんな考え方があるということについては認識をしております。そういってあつた中で反対をするわけでございますけれども、18番議員や12番議員からも意見があつたように、財政難だから定数を減らすということは、実際それはどうなのかという観点があると思います。

もう一個、ちょっと賛成討論であつたので言いますと、18番議員の中で報酬も下げるといふ議論があつたと思いますけれども、本来、財政難になったから、実際、身を切るといふ観点はどうかと。やっぱり僕が思うのは、財政難になったから財源を減らすだけではなくて、より仕事をしていく中で、その財政難に本来我々は立ち向かっていくのが我々の仕事なんではないかなというふうに思います。その中で政策提言機能であるとか、チェック機能を強化していく。これが本来の我々議会議員の仕事であるというふうに認識もしています。

今、市民感情の話で削減の方向だというような意見もありましたけれども、僕が感じている中で市民が定数を減らせよというふうな声がある。これの本質、私は定数を減らせではなくて仕事をせえよというふうに言うているんだと、僕は本質はそういうふうに認識をしています。今、仕事をしているのかしていないのかということではなくて、もし、仕事を我々はもっとできるのであればもっとする努力をする必要があるであろうし、仕事をしているのであるのであれば、もっと市民の方に見えやすい、わかりやすい、伝える

ような議会運営を務めることが必要であると思っております。

以上の観点から反対とさせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）それでは、橋本市議定会数条例一部改正をする条例について、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

実は、この本会議で、1号議案、2号議案、提出されておりますけれども、この定数削減については議会で、先ほど森下議員がおっしゃったように23年度からそういうことで、削減の方向で議論を重ね、2年半かけて議会の中で十分議論も行い、代表者会も開き、そして、ほぼ共産党さん2名は反対だったけれども、それ以外は2名削減でいこうよということで、ある程度、議会運営委員会の中でも決定をされた事項であると、私はそう認識しております。

それはもう個人の権利であるので、本会議で1号議案に対する対案として、2号議案出ているということは、私はいい悪いは別として、悪いとは言いませんけれども、やはり議会というのはいろいろ議論を重ねた中で、橋本市にとって、一番有効な定数についてはどうだということではけんけんがくがくやってきた問題であると、私はそういうふうに認識しております。

ただ、人数が少ないから多いから、どうかこうとかということじゃなくて、やっぱり橋本市にとって、市議会として、やっぱりしっかりと市民の代表として、人数が仮に16、私は16ということでやったんだけど、結局18になってしまっただけども、結局、そうになると、一つは2号議案で出していると。私

は今度16名で出してみようかと。こういうことになってくるんでね。やっぱり一旦決まったやつは、本会議において、1号議案の対案として2号議案を出しますよと。2号議案はどういう議案かということは、説明がほぼだいたいわかると思うんですけども、減額するんなら1号議案、2号議案、双方とも、要するに市民にとっていいことやから、これは2号議案を引かないで……。

○議長（岡 弘悟君）井上議員、今、1号議案の話。

○17番（井上勝彦君）内容的に2号議案のことは審議しませんけれども、1号議案を、要するに関連をしておるんで私は話をしときますけれども、両方とも賛成したらええなと私は思います。私は、要するに報酬は上げるべきだと思っております。下げるべきだと思っております。私個人的には。しかし、ちょうど今、財政状況で、議員の皆さんが、要するにということであれば、私は1号議案についてはこれは議会で決定したことであるし、しますので、一つはこれは賛成ということでもあります。

それと、ちょっと余計な話になりますけれども、私は定数というのはいろいろありますけど、アメリカなんかは6名ですわな、議員。土井議員と行ってきました。ロナ・パーク市って、これは橋本市と友好都市を結んでおるんですけども、市長と議員6名で、ロナ・パーク市、やっていますよ。住民もどっさり来て、けんけんがくがくやって、すばらしい市運営をやっていますよ。そういうこともあります。定数が少ないから多いからでは、仕事にはならんということではないと、私はこう思います。

中国共産党の場合は集団指導体制ですので、どっさりおりますよ。中国も行ってきましたよ。アメリカと全然違いますよ。日本はやっ

ぱり民主主義、アメリカに近いほうと違うかいなと私は思うんですけどね。これは余計な話ですけども、中国とアメリカとまた全然違う。そういうことで、外へ出ますと、外では非常にいろいろ議会というものは責任もありますけれども、しっかりとしとれば、3人でも5人でも6人でも十分やっていけると、私はそう思います。

そういうこともありますので、これは余計な話になりましたけれども、今回のこの議員定数削減については皆さんで決めたことありますので、できるだけその方向で、また、きょうは決められるかどうかわかりませんが、1人でも多く決めたことに対して賛同を得るように十分お願いをいたしまして、今、反対討論をされた方も思い直していただいて賛成に回っていただくようお願いいたします。

以上であります。

○議長（岡 弘悟君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

8番 阪本君。

〔8番（阪本久代君）登壇〕

○8番（阪本久代君）橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

日本共産党は、この定数削減については一貫して反対をしてきています。しかし、先ほど言われたことは少し違うと私は思います。この間、確かに2年半といいますか、ずっとこの新しい体制になってからもこの議員定数については確かに議論をしてきましたけれども、そして、また最後の全員協議会において、共産党の2人だけが反対したわけではなかったというふうに私は認識をしております。

今回、反対討論が多いということもそのあらわれであるというふうに思っております。

今までの反対討論と重なるところはありますけれども、議会の役割というのは市民の声を市政に反映すること、市政のチェックであると思います。市民の声をつかむためには、さまざまな年代、地域から議員が選出されることが望ましいと思っています。定数を減らすということは、市民の声を反映させることとの逆のことになります。

現在の定数20は、確かに近隣の自治体と比べると多いかもしれませんが、しかし、5～10万人未満の市の平均は21.1人ですので、決して多過ぎるとは言えません。議会において市民の立場に立って活発な議論をしなければ、市民は議員の必要性を感じないのではないのでしょうか。市民に議会の役割を理解してもらえるようにしなければ、多過ぎるという声はなくならないと思います。

橋本市の人口から定数20は、これ以上減らすことのできない数だと思いますので、定数削減に反対をいたします。

○議長（岡 弘悟君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

7番 高本君。

〔7番（高本勝次君）登壇〕

○7番（高本勝次君）申し上げます。橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

今、何人かの方が賛成、反対と討論を聞いておりましたんですが、私、まず初めに、これだけは申し上げたいんですが、市の財政難だから定数を減らすというのにすごく賛成の方が聞こえてきます。だったら、反対討論がありましたように、定数を2人分の差異費を削減すれば同じことあります。それでも、減らすことに賛成するのが私はどうも、市民

も納得しないと思いますよ。同じ差異が減るわけである。その賛成されている方、こんなことを言うたら失礼ですけども、よっぽど差異が欲しいのかなと私は思います。市民の感情からいって、やっぱり差異を減らすことによって議員が保たれるわけですから、それだけ市民の声が議会に届くというわけですから、同じ条件ですから、以下、ちょっと反対の討論をさせていただきます。

議会の役割は地方自治体という団体意思の決定を行う議事機関としての機能と執行機関の監視を行う監視機関としての機能になっています。個々の議員を通じて、執行部に対し住民の意思を伝え、同時に執行機関を批判、監視していくことも大事な役割であります。定数削減は地域代表的性格や多様な住民の意見、さらに少数意見の排除につながるものとして、逆に議会の本来持つべき機能を低下させることとなります。住民の暮らしと権利を守るためにも、さらに執行機関へのチェック機能を強化するためにも、議会の役割はますます重要となっています。

2006年2月に発表されました全国市議会議長会都市行政問題研究会の調査研究報告書があります。ここには、分権時代における市議会の役割について、このように書いています。議会の執行機関に対する監視の役割が一層重くなる。政策立案も住民の意見、地域の実情を的確に踏まえたものとしていくことが必要として、議会の構成も都市全体を見渡すことのできる議員で多く構成されるようになることが求められること。そして、執行部に負けないほどの政策論争を重ねることが必要。さらに、この機能、監視機能、政策立案の向上を果たす上においても、相当に議員数は必要であると述べています。

同年3月の都道府県議会制度研究会の報告でも、議会は地域における政治の機関であり、

行政体制の一部ではない。議員定数の問題は、単に行政の簡素合理化と同じ観点から論ずる問題ではない。このように申し上げて、さらに、議員定数は議会の審議機能力、住民意思の適正な反映を確保することを基本とすべきであり、議会の役割がますます重要になっている現状においては、単純な一律削減論は適当ではない。競って定数削減を行うことは、地域における少数意見を排除することになりかねない。定数削減にこういった異論を挟んでおります。

このように、議長会や県議会の研究報告も出ております。このように議会に求められているのは、議員定数の機械的な削減ではなく、住民の多様なニーズや意思を正確に反映できるだけの議員の数であり、議会と議員の本来の役割が発揮できるよう、質的向上を図ることでもあります。

市民の中に議員が多過ぎるといふ声があるとすれば、市議会と議員の質が問われているのであり、今、必要なのは単純な定数削減ではなく、議会と議員に対する不信感を取り除くための議会改革をさらに前に進めることであります。

最後に、格差と貧困の問題が深刻な様相を見せて、市民の暮らし向きはますます厳しくなっています。市民の中には多様な意見が混在し、行政への要求も山積みしています。こうした中、経費削減を主たる理由にして議員定数を削減することは、市民に最も身近な議会とのパイプを細くし、今でも遠いと言われている市役所、市政をなお一層遠い存在にさせてしまいます。議会はどうかという全体像の論議抜きの議会改革と無縁な議員定数削減は、民意を削り、国民の参政権を削り、議会制民主主義の拡充に相反するものであります。

そういったことで、議員定数削減を認める

ことはできません。橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例に、以上のことで反対討論といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

20番 辻本君。

〔20番（辻本 勉君）登壇〕

○20番（辻本 勉君）私も反対の立場から討論したいと思います。

いろいろ18番議員から始まって、今の7番議員まで反対討論をされております。本当に先に述べられたとおりでと思いますが、一、二点だけ私の観点から違うことを述べさせていただきます。反対をしたいと思います。

現在、橋本市議会のほうも議員報酬4%のカットをしております。財政状況が大変厳しいということでやっとなるわけですが、今回、議員定数削減2名減という提案が出されておりますが、本議会の定数及び報酬というのは、先にも述べられておるとおり、全国的にも多いとは言えません。橋本市議会は、従来から議会改革に取り組んでまいりました。私も15年議員をさせていただいておりますけれども、議員定数についてもそれぞれといいますか、毎回議論をしてみたいと思います。これは本当に他の議会にも誇れる素晴らしいことではないのかなと。常に議員定数とかそういうことについて議論をしてみたいということについては、誇れるものではないのかなと思います。

そして、議員定数についても削減をしてみたいです。これは従来より、だいたい議員というのは、人口3,000人に1人ぐらいは必要であるのかなと。そのことを基本にして議員削減をしてみたいです。そして、人口減少が大変著しいので、近い将来必ずや定数削減はしなくてはならぬ時期が来るんじ

やないかなと、それは私も感じています。第2次長期総合計画では、2027年に人口6万人目標ということなので、その前後ぐらいには、やはり定数は削減しなくてはだめかなという思いは持っております。

しかし、現時点では厳しい財政状況と言われておりますけれども、財政状況と議員定数というのをリンクするというのはいかなるものかなと、このように思います。

そして、安易な経費削減を最優先すると、本市は大変厳しい、今、状況でありますので、これからの将来の橋本市を考えていくと、また市民のために考えていきますと、安易な経費削減による議員定数削減というのは、好ましくないのではないかなと。現状であれば、20人が力を合わせて市政発展のために頑張っていく、政策提言をしていく、チェックをしていく、これが大変重要ではないのかなと、このように思っています。

2名削減いたしますと、約1,900万円ぐらいの削減になるのかなと思うんですけども、議員報酬を10%カットしますと、同じような1,900万円の削減になります。これは参考までなんですけども、そういうことで何ら変わりがないので、その辺のご理解を議員各位は本当にしていただけるんかどうかがというのが、私としては、現時点ではしていただけないので大変残念に思うんですけども、十分反対意見の皆さんの議論を聞いていただいて、今後の糧にしていいただければなど、採決のときの判断にしていいただければなど、このように思っています。

そういうことで、反対討論としたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は賛成の立場から討論します。

討論はもうやめとこうと思ったんですが、あんまりぼろくそに言われているんで、正当性もやっぱり述べておかないかんと思って申し上げます。

まず、議員が多けりゃええという話でもないんで。橋本常任委員会三つあって、6人で1人が委員長、6人でいろんな議論をすれば、議論の形として、議会として成り立つと、18人と。これが適正じゃないかと思います。

それと、議員というのは退職金も何もないと。選挙にも金がかかると。そういう中で、議員、まともな優秀な人が、私は橋本市のために頑張ろう、議員になってみようというときに、市民受けはいいかもしれんけども、これじゃ生活が成り立たないという人は、やる気があって能力がある、そういう意欲に燃えた人を門前払いするような制度というのも、私はよくないと思います。

それと、今、この賛同者が過半数を超えている、提出議員が。そしたら、これが通れば対案として出ている歳費削減の報酬削減の案は引っ込めると。急にこれは、定数というのは何年もかかって、いろんなかんかんがくがくの中で議論してこれでいこうかと、体制がそうだったんでね。

○議長（岡 弘悟君）松浦議員、今、それはまだ決定された事項ではないので。

○1番（松浦健次君）それで、対策がこういうことで決めてきたもので、報酬削減云々の話もいろいろ反対討論で出ていますけれども、それもやっぱり私が今申し上げたように、議員の身分にかかわることなんで、やはりいろんな過程を経て決めるなら決めるというような形にしなければ、極めて、これ、通ることを前提として、パフォーマンス的にこういう議論をするという傾向を私は見受けられるん

で、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡 弘悟君）起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

この際、11時40分まで休憩いたします。

（午前11時22分 休憩）

（午前11時40分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

平成30年2月13日付、議員5人から提出されました議員提出議案第2号について、先ほど提出議員5人全員から議案の取り下げ願いが提出されたので、議長において直ちにこれを許可いたしました。

これより、日程第29 議員提出議案第2号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例については、議事日程から削除いたします。

以上で報告を終わります。

日程第30 議員提出議案第3号 京奈和自動車道の対向車線センターライン部へワイヤロープ方式の防護柵の設置を求める意見書について

て

○議長（岡 弘悟君）日程第30 議員提出議案第3号 京奈和自動車道の対向車線センターライン部へワイヤロープ方式の防護柵の設置を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

2番 石橋君。

〔2番（石橋英和君）登壇〕

○2番（石橋英和君）それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

この件につきましては、以前から実現したらいいなと思っておったんですが、たまたま和歌山県警が国土交通省に向けましてこの要望を上げたという新聞記事を目にいたしましたので、それでは、県下にこの条件の道路が幾つもあるわけで、最も交通量が多いと言われております京奈和自動車道にまず設置をしてほしいなということで、今回、意見書の提出をさせていただきました。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

現在、京奈和自動車道車線中央部には樹脂製のポールが等間隔に設置されているが、対向車線への車両の逸脱はほとんど抵抗なく越えてしまうため、車両の逸脱による事故が発生しており、その安全性が指摘されている。

ワイヤロープ方式の防護柵は省スペースで設置可能であり、対向車線へのはみ出しを防ぐとともに、ロープの衝撃時の衝撃の緩和効果もある。国土交通省が全国の道路の一部区間で試験導入したところ、期間中のはみ出し事故が1件、志望者はゼロであるなど、成果を上げている。

京奈和自動車道は、私たちがふだん頻繁に利用しており、既に市民生活になくてはならない道路となっている。市民の安全を確保するためにも一日も早いワイヤロープ方式の防

護柵設置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先。和歌山河川国道事務所長。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡 弘悟君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）提出者にちょっとお聞きしますが、私、専門的なことはわかりませんが、京奈和高速自動車といいますが、かなり70kmかな、最高速度が。ワイヤロープ方式というのは、防護柵、ちょっと危なくないかなと思うんですけど、その点については研究されて出されておられると思うんですけども、どういうものか、もし知っておれば、ご説明願いたい。

○議長（岡 弘悟君）2番 石橋君。

○2番（石橋英和君）ここにも書かせていただいたとおり、現状は暫定2車線で中央分離帯が設置されておられません。それと、樹脂製のポールで「中央線ですよ」という明示だけの目的で、はみ出してくる車を防ぐ支持力というのはないポールを立てているのが現状でありまして、ただし、あの2車線で中央分離帯をとれない道路幅の条件がありますので、幅をとらないもので相手の車線、対向車線へ乗り越えることを防止するという両方が要求されるわけで、それにつきまして今、立っておりますポールを除去して、あれ以上はるかに強度のあるポールをセンターに立てて、そのポール間を強度のあるワイヤロープ何本かを張りめぐらして、はみ出してくる車をはね戻そうという目的の設備であります。

でありますので、それはぶつかれば、何らかの危険は生じるのはそれはしょうがないこ

とであります、相手、対向車線の車を巻き込んでの事故にはならないであろうという実験結果が出ておまして、それと、ワイヤロープである程度ぶつかったときの衝撃が緩和されるということで、はみ出しにいった車の安全にも効果が認められるということで、こういう案を出させていただいております。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）趣旨もよくわかるんですけども、今、素人考えですっと思ったのは、もし事故が起こった場合に、今のポールであったらすぐ横へ入れますけど、ずっとワイヤで中央線がやってあれば、事故が起こった場合に融通がきかないんじゃないかと、そういうこともご配慮されたのでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）2番 石橋君。

○2番（石橋英和君）ポールであればずっと横へ入れるというのは、ちょっとお聞きしたいんですけど、その対向車線へずっと入れるというメリットをおっしゃっている。わかりました。確かにそういうことも一理あると思いますが、どっちみちどこかで間をあける区間をつくるということになるんだろうと思いますので、必要な箇所より片側通行するときは通行させるというようなことをよく見かけますので、それよりは居眠り運転であるとか、スリップ事故で相手の車線へ飛び込んでいくのを防ぐことのほうが、はるかにメリットがあるのではないかという考え方でございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議員提出議案第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第3号 京奈和自動車道の対向車線センターライン部へワイヤロープ方式の防護柵の設置を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 議員提出議案第4号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書について

○議長（岡 弘悟君）日程第31 議員提出議案第4号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書について を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

9番 楠本君。

〔9番（楠本知子君）登壇〕

○9番（楠本知子君）提案理由の説明、朗読をもってさせていただきます。

平成28年8月の北海道・東北豪雨や平成29年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞

が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各々の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川の緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急対策プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、概ね3カ年の時限措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。

よって政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

1、河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。

2、「中小河川緊急対策プロジェクト」では、河川掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏ま

え、必要な対策を行なうこと。

3、今回の「中小河川緊急対策プロジェクト」は、概ね3カ年の時限措置であるが、防災・安全交付金を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、国土交通大臣です。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡 弘悟君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議員提出議案第4号については、委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第4号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 議員提出議案第5号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議について

○議長(岡 弘悟君) 日程第32 議員提出議案第5号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議について を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

20番 辻本君。

[20番(辻本 勉君)登壇]

○20番(辻本 勉君) 皆さんもご存じのとおり、2025年の万博誘致に向けて大阪を中心としまして、今現在、積極的に取り組まれています。誘致委員会もできておりますし、きのうでしたか、報道されていましたが、調査団が大阪のほうに入られております。そんな中で、今年の11月には決定されるということでもありますので、大阪万博が開催されますと関西圏にとっては大変経済的な波及も大きいということでもありますし、また、本市にとってもインバウンドを含めまして絶好の機会ではないのかなと思います。過日、南海電鉄のほうもラッピングカーを走らせております。11月の決定するまで走らすということで、誘致に向けての取り組みをしておりますので、本市につきましてもそのことについて積極的に推進していきたいということで、議会議決をしたいということで、本日、提案をしたいと思います。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議。

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪、関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすと同時に、全世界に向

けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。また、このような国際博覧会の開催は圏域全体のみならず、和歌山県における産業振興や観光、文化交流等を促進するとともに、県内各地域の進行や住民の生活向上にも寄与することが期待できる。

よって、橋本市議会は、大阪、関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など必要な取り組みを、国・大阪府・大阪市・経済界とともに積極的に推進していく。

以上を決議する。

平成30年3月8日。橋本市議会。

以上、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(岡 弘悟君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議員提出議案第5号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

7番 高本君。

〔7番(高本勝次君)登壇]

○7番(高本勝次君) それでは、討論させていただきます。

2025国際博覧会の誘致に関する決議に、反対の立場で討論させていただきます。

国際博覧会の誘致はカジノ施設とセットに

なっています。カジノは刑法で禁じられている賭博であります。和歌山県議会は、昨年6月30日、特定複合観光施設区域の選定を求める意見書を国会、政府に提出しており、同年9月29日には和歌山IR推進協議会を設立しています。IRは地域経済の振興を目的と言いますが、カジノ依存症が広がるおそれがあります。カジノは家族生活の破壊、借金地獄、自殺、治安の悪化などが広がるおそれがあります。百害あって一利なしであります。人の不幸を踏み台にする地域経済の振興などあり得ません。仁坂知事は、和歌山県議会でIR特定複合観光施設内のカジノ施設の運用について、ギャンブル依存症対策として入場回数を制限する、日本人はカジノ施設に入場させないようにするとも言っています。しかし、一度カジノができてしまったら、解禁されるのは目に見えています。

約1年前の大阪府の基本構想案によれば、国際博覧会の経費は、会場建設費は1,200億円から1,300億円、運営費は690億円から740億円などとあり、会場建設費は国と自治体、関西財界が3分の1ずつ負担すると言っています。これ以外に国際博覧会会場に不可欠な用地や鉄道を整備する関連事業が730億円とされています。和歌山県にも建設費用の負担が強えられるかもしれません。

以前、和歌山市で行われた国際博覧会についての世論調査では、「賛成」、「どちらかといえば賛成」が41.6%、「反対」、「どちらかといえば反対」が47.8%で反対が多くあります。

庶民の暮らしは所得が上がり年金が下がり続け、その上、政府が消費税を上げようとしているこの時期に、国際博覧会を誘致するどころではありません。庶民の大切な血税は庶民の暮らしにしっかりと使われてこそ、地域経済発展に貢献いたします。

このように2025年国際博覧会の誘致に関す

る決議に、反対の立場で申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

5番 坂口君。

〔5番（坂口親宏君）登壇〕

○5番（坂口親宏君）2025年国際博覧会の誘致に関する決議について、賛成の立場から意見を申し上げます。

先ほど反対討論の立場の議員のご指摘は、まさにごもっともでございます。よくお調べになっていまして、本当にご意見ごもっともという感じがいたします。

ただ、提出者議員の大阪経済界に対する今後の波及効果であったりとか、本市についてもインバウンドの波及効果であったりというのも非常に効果があるというふうに思います。この国際博覧会の誘致に関する決議については、大局で見ないといけません。例えていうならば、薬の作用、副作用のようなものです。今、おなかが痛いのに副作用があるからその薬を飲まないんでしょうか。今、おなかが痛いからその腹痛薬を飲むのと、あたかも似ているような気がいたします。東京一極集中にビハインドをしている関西経済界、この2025年の国際博覧会の誘致をすることによってどれだけの波及効果があるのか。ここは副作用を我慢して作用、この薬を飲むことに私は賛成という判断をさせていただきます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第5号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡 弘悟君) 起立多数であります。

よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案並びに決議案4件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理

を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。